



平成15年(行ウ)第7号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 兼松 秀代

被告 核燃料サイクル開発機構

答 弁 書

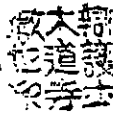
平成15年3月13日

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

被告訴訟代理人

〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目2番4号


名駅江川ビル6階

弁 護 士 大道寺 徹也 

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房行政訟務課

課 付 野 下 智 


法務事務官 近 藤 健 

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

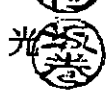
名古屋法務局訟務部（送達場所）

（TEL 052-952-8138）

（FAX 052-968-2128）


部 付 平野朝子 

上席訟務官 野村侑司 


法務事務官 坂巻剛光 

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49

核燃料サイクル開発機構総務・立地部

部 長 石橋達郎 

次 長 弘田安人 

次長兼文書課長 中山政廣 

文書課チームリーダー 樋口英明 

文書課主務 荒田豊 

いて」について

被告が「PNC ZJ4257 88-001 Vol. 1 東海・C  
A地域リモートセンシング調査」の文書、「PNC ZJ4363 88-  
001 Vol. 1 CB地域リモートセンシング調査」の文書、「PNC  
ZJ4363 88-001 Vol. 2 CC地域リモートセンシング調  
査」の文書、「PNC ZJ4363 88-003 Vol. 3 中国東部  
・CDリモートセンシング調査」の文書及び「PNC ZJ4357 8  
8-001 Vol. 2 四国西部地域リモートセンシング調査」の文書の  
うち「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示  
とし、その理由として「当該情報を公開することは、地権者等の関係者と  
サイクル機構との信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体  
的な支障を及ぼすことになると考えられる」と法人文書開示決定通知書に  
記載したことは認める。

その余は否認し、又は争う。

ウ 「(3)」について

否認する。

(3) 「3 小結」について

争う。

### 第3 被告の反論及び主張

被告は、原子力基本法及び核燃料サイクル開発機構法に基づいて設立された  
法人であり、「原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこ  
れに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性  
廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うととも  
に、これらの成果の普及を行い、もって原子力の開発及び利用の促進に寄与す  
ることを目的」として(核燃料サイクル開発機構法1条)、同法24条に定め  
る業務を行う。被告は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 「請求の原因」に対する認否

1 「第1 事実経過等」について

第1, 2項のうち, 平成14年10月30日付けの開示請求書2通(甲2号証の1及び2)及び平成14年11月11日付けの開示請求書1通(甲2号証の3)により, 被告が, 6件の法人文書の開示請求を受けたこと, それに対し, 被告が甲1号証の1ないし3のと通りの6個の開示決定等を行ったことは認める。

第3項は不知。

2 「第2 本件処分の違法性」について

- (1) 「1 本件各文書の意味」について  
追って認否する。

- (2) 「2 本件処分の違法性」について

ア 「(1) 『調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報』について」について

被告が「JNC ZN7450 2001-001 広域調査地表調査シート(昭和61年度及び昭和62年度)」の文書のうち「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とし, その理由として「当該情報は直接地名の特定につながるものであり, これらの情報を公開することはサイクル機構への信頼を損なうことにつながり, 事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられる」と法人文書開示決定通知書に記載したことは認める。

その余は否認し, 又は争う。

イ 「(2) 『調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報』につ

基ついて核燃料サイクルを推し進める政府の施策の一環としてこれらの業務を行うものであるところ、「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」及び「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」は、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

詳細については、追つて、準備書面で主張する。